

令和6年8月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年8月23日（金） 13:30～14:40

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員（19名）

農業委員

1 番	柳本 進
2 番	仲田 孟
3 番	伊藤 光
4 番	横森 昌広
5 番	横森 武千代
6 番	志村 保則
7 番	伴野 正明
8 番	比志 秀樹
9 番	樽林 信昭
10 番	山本 弘行
11 番	深澤 博文
12 番	鶴田 好仁
13 番	駒井 恵二
14 番	山本 昌巳
15 番	秋山 武仁
16 番	矢崎 芳章
17 番	飯野 直人
18 番	浅川 節子
19 番	堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番	雨宮 一夫
21 番	曾雌 源興
22 番	猪股 昇
23 番	猪股 和宏
24 番	金丸 光太郎
25 番	今福 重幸
26 番	小泉 尚志
27 番	内藤 幹雄
28 番	小澤 仁
29 番	功刀 良人
30 番	中込 秀樹
31 番	小野 賢治
32 番	井上 清
33 番	志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：清水 秀樹

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和6年8月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中19名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、14番 山本 昌巳 委員、15番 秋山 武仁 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

8月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小屋が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転

に関するものが6件 14,252.29 m²であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）醸造用ぶどう栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）現地調査による耕作地の拡張（旧道路敷地）のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<委員A>

営農計画を明らかにして妥当であると判断したうえで議案に上がってきていると思いますが、申請番号3番については既に7反持っているわけですが、議案集に記載されている所有の機械だけで具体的に何をどういうふうに拡大する計画でしょうか。

<事務局>

一部は野菜を栽培し、他は水田のため代掻きや田植え・管理は自身で行いますが、稲刈りはこれまでも人に頼んでいたもので、今後も同様にしていくと聞いております。

<委員A>

申請番号4番も同様に、現状12反持っている方がさらに6反購入するということで、現在持っている機械だけでどのように農業をしていくのか心配です。どのような営農計画が出てきているのでしょうか。

<事務局>

こちらも代掻きや通常の管理は自身で行いますが、田植えと稲刈りはご近所で農業をされている方に作業を委託する、という計画となっております。

<委員A>

同じく申請番号5番についても、現在所有している機械だけでは3反醸造用のぶどうを栽培する

ことは品種にもよりますが心配です。農薬散布など機械がないとこの面積は難しいのではないかと思います。どのような営農計画になっていますか。

<事務局>

申請地の地目は田になっていますが、譲渡人の方が以前リンゴ栽培を行っており、木の伐根は済んでいますが棚が残っているので、それを利用してぶどう栽培を行っていくとのことです。消毒機械については、今後の購入予定の機械について記載をするよう申請人と話をいたします。

<委員A>

国の判断基準だと、許可申請時において所有権を移転しようとする者が機械の所有状況や農作業に従事する人数を明らかにするように、とあり、今後確保する見込みの機械や労働力等は含まないとされています。現に所有しているもののみで判断するようにと書いてあります。その辺の判断をしっかりとった方が良いのではないかと思います。

<事務局>

わかりました。

<委員B>

先ほど委員さんから機械がないと出来ない、というような話がありましたが、私の地区には機械がなくても農業経営されている方がいます。私はそういう方の手伝いをしているのですが、トラクターや田植え機、コンバイン等一切持っていなくても農業経営をされていますので、この機械がなければダメ、という細かい括りを作らなければならないのかわかりませんが、経営上は成り立つので判断の材料にしていいただければと思います。

<委員A>

農地法3条を判断するときに、農業委員会は機械・労働力・技術をみなさいとなっています。そういった表現を事務局が書くべきだと思います。先ほど委員さんが仰ったように、農業用機械センターを利用して稲刈りをする、とか、田植えは農協や近所の方に委託をする、などを書いておくのが営農計画ということですから、その営農計画を明らかにしていない方には農地の所有権移転の許可をしてはいけないというものですので、細かいことかもしれませんが、表現として出しておくべきだと思います。委員さんの仰る通りだと思います。それがわかるように記載をしなければいけないと思います。

<事務局>

今後は備考欄にわかるように記載するようにいたします。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を、議題いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件、7.02㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電施設支柱設置のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：樽林委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員C>

これまでも営農型太陽光発電の受付の方法について質問をさせていただきましたが、今回は4条申請ということで会社と契約を結んでいるという記載はありませんが、実情は賃貸借を結んでいないのでしょうか。

<事務局>

申請人は農地を多く所有しており、農地保有適格法人となっております。農業法人ですので、自分の所有している土地に太陽光パネルを設置し、その下で営農をするという4条申請のみとなります。

<委員C>

発電収入は誰の収入になりますか。

<事務局>

営農型太陽光発電の収入は農業収入となります。貸借の場合は、土地の使用料として地権者に支払うということになります。

<委員C>

許可期限が来た時に、パネルを撤去するように事務局で指導ができるのでしょうか。

<事務局>

県の許可になりますので指導は県と一緒に行いますが、撤去費用についても事業計画の中にありますので、計画通り撤去していただきます。

<委員C>

許可権者は県だから、という考え方は間違っていると思います。私たちがまず審査をして進達しているわけですので、その責任がないわけないと思います。市が必要に応じで指導ができるようになっているのでしょうか。

<事務局>

県と一緒に指導をすることになります。

<委員C>

県が許可を取り消すことはできると思いますが、実際指導するのは市だと思います。市が進達しているわけですから。市が指導できる体制があるのであればどんどん許可を出していいと思いますが、受付の時点で申請者に対して指導がしっかりしてあるのでしょうか。例えば、更新時にチェックをかけて、営農ができていなければパネルを外すよう指導する、などできるのでしょうか。

<事務局>

県と一緒に指導をすることになりますので、市の指導体制についてはお答えすることができません。違法状態があれば改善するように求めていく、ということになります。

<委員C>

許可権者は県だから責任は県にある、ではなく、私たちは進達行為をしているわけです。許可相当だから上にあげているわけですから、私たちの責任です。市が許可相当と言っているから県の許可がおりるのであって、私たちがダメだと言ったものを県が許可するなんてあり得ないと思います。それが進達行為です。私が言っているのは、申請時に誠意があってやる気があるのであれば許可をしていいと思っています。そうでなければ太陽光パネルの下で果樹が作れるわけがない。手で消毒できるうちはいいいですが、機械でやると言っても支柱の間に機械が入らないと思います。ですので、事務局の方で申請時にやる気があって今後も大丈夫だと思えば許可をしていいと思いますが、今回の申請案件ではなく全般的に言えることですが、許可期限が来てパネルを外して農地に戻すとき、滞りなくできれば問題ないと思います。途中で営農できていなければ許可不相当で県へ進達すればいいわけですから。そのような体制が事務局でできていれば、今回の申請も許可として今後へ備えていくということもひとつの方策だと思います。今回の申請がダメだというわけではなく、事務局の受入体制ができていないから考えるところがあって意見をしています。私の言いたいことは以上です。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが2件、991 m²となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は下祖母石勝岡、物置・駐車場設置のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町三ツ石、店舗・展示スペース等建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：仲田委員

申請番号2番：小泉委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号1番の譲受人について、農業はしていない方ですか。

<事務局>

されていません。

<委員A>

申請番号2番の譲受人について、北海道の会社ですが、ポツンとここにだけ展示場を作るのは不自然な気がします。全体はどのような企画になっているのでしょうか。

<事務局>

北海道の会社ですので、冬の間は山梨や長野、名古屋・東京などで仕事をしているようです。申請地は国道沿いで、長野や東京へ行くにもそんなに距離がないということでこの場所を選定したということです。先ほど委員報告時にも話がありましたが、関連会社の用地が近くにあるということも聞いております。

<委員A>

せっかくそういう会社なので、この辺一帯を開発してもらおうよう誘致すれば、国道沿いの活性化・遊休農地対策で活用してもらえばいいなと思いました。

<事務局>

申請人と相談してみます。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号3番から6番について山本弘行委員に関する案件がありますので、議案第4号が終了するまで、退席をお願いいたします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については6件、7,391㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年3ヶ月、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年3ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年3ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：9年7ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：9年8ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から6番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

(山本(弘)委員 着席)

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が3件 10,285 m²、通知が3件 5,444 m²です。議案集の8ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は富士見ヶ丘一丁目、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は大草町下條西割砂田他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は中田町中條隠岐殿他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は円野町入戸野上河原、合意解約の通知であります。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は円野町入戸野上河原、合意解約の通知であります。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は神山町鍋山釜無河原、合意解約の通知であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(「4 その他」について、事務局より説明)

<事務局長>

金丸委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和6年8月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美